**申　入　書**

2016年6月14日

東京都教育委員会教育長　中井　敬三　殿

教職員研修センター所長　伊東　　哲　殿

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会

東京「君が代」裁判原告団

共同代表　　　　　　　　岩木　俊一　　星野　直之

＜申し入れの趣旨＞

１．東京都教育委員会は、６月２日付教職員研修センター所長　伊東哲名義で「平成２８年度、服務事故再発防止研修の実施について（通知）」（以下、６／２研修通知）なる文書を発出し、都立石神井特別支援学校　教諭　田中聡史さんに対する研修命令を発令した（但し田中さんが当該通知について校長から知らされたのは6月6日朝であり、通知発出から４日後である）が、その内容は2012年以後実施されてきた現行の「再発防止研修」に比しさらに不当であり、到底容認し難い。既に田中さんより6月10日付で、校長を通じて研修センター所長宛てに、研修時間、場所等の変更の要望書が提出されており、都教委及び研修センターとして田中さんの要望書及び当会のこの申し入れに対し真摯かつ早急に検討し、回答することを求める。

２．そもそも「再発防止研修」は、10・23通達とそれに基づく職務命令、それへの違反を理由とした懲戒処分という違憲・違法の連鎖ともいうべき処分に基づくものであり、研修それ自体がきわめて違憲性・違法性が強いものである。現に司法は最初の「再発防止研修」直前に「繰り返し同一内容の研修を受けさせ、自己の非を認めさせようとするなど、公務員個人の内心の自由に踏み込み、著しい精神的苦痛を与える程度に至るものであれば、そのような研修や研修命令は合理的に許容されている範囲を超えるものとして違憲違法の問題を生じる可能性があるといわなければならない」（東京地裁民事１９部　2004年7月23日）と決定し、翌年も同趣旨の決定を下している。

しかるに都教委は、とりわけ2012年度以後、同年1月16日の最高裁判決により累積加重処分が不可能となった意趣返しともいうべく、研修内容に「教育における国旗掲揚及び国歌斉唱の意義と教職員の服務について」を加え、所属校研修Ⅰ、Ⅱ、センター研修Ⅱと回数も増加させ、「受講前報告書」の作成、「振り返りシート」の記入等受講者に内心の表白をさせ、「思想転向」を迫るなど、司法判断をもないがしろにし、「思想・良心の自由」を踏みにじってきた。

3．しかも今回の６／２研修通知は

①事前に、授業・行事など小学部3年生担任としての田中さんの予定・計画などを聞くことのない突然の変更であり、②所属校研修にもかかわらず場所はすべて研修センター、時間は10時～11時と指定することで、6月15日、7月15日午前中の学校での勤務＝子どもたちへの指導を不可能とさせ、③その結果、本務である授業・担任の仕事に支障を生じさせるなど、子どもたちに対する教育的配慮も、教師としての田中さんの人格と職務への尊重も一切欠落した、きわめて権力的な通知といわざるを得ない。また、④2015年度卒業式での不起立による他の被処分者が従来通り所属校で所属校研修を行っているにもかかわらず、田中さんだけを毎回研修センターに呼びつけるなど個人を標的とする「研修」に名を借りた威嚇、弾圧と判断せざるを得ない。

４．学校教育法が「教諭は児童の教育をつかさどる」（37条11項）とし、教育公務員特例法が任命権者に研修条件の整備確立を義務付け（21条２項）、「教員は、授業に支障のない限り…勤務場所を離れて研修を行うことが出来る」（22条2項）とする条文を見るまでもなく、教員の本務が「児童・生徒」への指導、即ち学級経営や授業にあり、研修は授業に支障がない条件下で行うことは論を俟たない。

都教委は教育条件・研修条件の整備確立という教育行政の本旨に立ち返り、今回の６／２研修通知を取消し、さらには再発防止研修全体、そして10.23通達について抜本的な見直しをすべきである。

以上の趣旨から、以下の諸点を申し入れる。

＜申し入れ事項＞

１．「平成２８年度、服務事故再発防止研修の実施について（通知）」に関連して

　①これまでの再発防止研修そのものが不当極まりないものであるが、今回の研修設定に関しては、従来の経緯も無視し、田中さんの意向や職務への配慮も一切なされないままに行われたものであり、一層不当なものと言わざるを得ない。その意味で、６月２日付教職員研修センター所長　伊東哲名義の「平成２８年度、服務事故再発防止研修の実施について（通知）」を取消すこと。また、同通知を発出した意図・理由について明らかにすること。

②当面、６月15日に予定されている研修について中止すること。

③最低限、田中聡史さんから提出された要望書の要望に沿って、6月15日及び7月15日の研修について研修場所を石神井特別支援学校、研修時間を放課後または午後に設定すること。

２．今後の「服務事故再発防止研修」について

①卒業式・入学式等で処分を受けた教職員を対象とした「服務事故再発防止研修」を今後行わないこと。

②同研修対象者に受講前報告書の作成、受講の際の振り返りシート記入等を強制しないこと。

③再発防止研修について、都教育庁関係部署、特に教職員研修センター、人事部職員課の責任ある職員と該当者及び被処分者の会・同弁護団との話し合いの場を設定すること。

３．10.23通達とそれに基づく職務命令、及び職務命令違反を理由とする処分について

①東京都教育委員会が2003年10月23日に発出したいわゆる「10.23通達」を撤回し、また同通達に基づく一切の懲戒処分・厳重注意等を取消すこと。

②10.23通達に基づく職務命令を今後発出しないこと。

また、職務命令違反を理由とする処分をしないこと。

③都教委は10.23通達に基づくこの間の東京の教育現場の状況を謙虚に反省し、「謙抑的な対応が教育現場における状況の改善に資するものというべき」と教育行政による硬直的な処分に対して反省と改善を求めた2013年9月6日の最高裁判決の補足意見（鬼丸かおる裁判官）に耳を傾け、都教育庁関係部署（人事部職員課、指導部指導企画課、指導部高校教育指導課、教職員研修センター研修部教育経営課など）の責任ある職員と該当者及び被処分者の会・同弁護団との話し合いの場を設定すること。

＜連絡先＞「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会・東京「君が代」裁判原告団

事務局長　近藤　徹

＜回答期限＞

**申し入れ事項１．①、②、③について**、6月14日中に回答すること。

（回答を検討する時間が短いが、その責はひとえに突然研修体制を変更した都教委・研修センターに帰せられるものである。既に田中さんからも同趣旨の要望が出されていることから検討時間はあった筈である）

**申し入れ事項２．３について**、2016年６月28日（火）。近藤宛て文書（Fax）で回答すること。